

資料に対する準構成員からのご意見

1. 「住民記録システム標準仕様書の範囲と作成の進め方（案）」〔資料2〕について

< 1. 基本的な考え方について >

- ・標準仕様策定後、ベンダ及び自治体の対応ロードマップを策定すべき。
 - 現状未対応の仕様やカスタマイズのある自治体に対し、標準仕様や広域クラウドへの対応猶予期間と移行措置（近隣自治体で共同利用の場合、カスタマイズをコスト按分し安価に導入保守されていれば移行のメリットを感じにくい）。
 - 標準仕様策定後の標準仕様の改版保守

< 2. 検討の方針について >

- ・（1）全体方針について、優先的に主要5機能、2帳票を検討しているが、標準仕様書の範囲が明確ではなく全体像が見えづらい。
 - 範囲に業務プロセス（運用）が含まれる場合、大改修が発生する可能性がある。
- ・ヒアリングでも「総合窓口」の範囲に解釈の違いがみられ、まずは市民課窓口での対応を念頭に議論をすべき。

< 3. 検討の対象について >

- ・（2）粒度について、仕様を決める基準が不明であり、現システムを参考とすると、最終的に最大公約数的なシステムとなるのではないかと懸念。
 - 業務遂行上で“最低必要な機能”に絞るのか、“あれば良いな機能”まで含むのか。
- ・方針案には、ベンダにとってのメリットとして「AI・RPA等の攻めの分野に投入し、創意工夫により競争することが可能。」とあるが、便利機能やデジタル社会に必要な機能の定義・範囲をどうするのか。
- ・「将来のデジタル社会においてあるべき姿」を視野に入れる場合、「届出書」、「申請書」の標準様式も検討すべき。
 - システムへの入力の前であり、技術の進展によりAI/OCRの利活用範囲として検討の余地がある。
- ・業務フローチャートについて、細かく業務フローを決めることは、インタフェース（画面）にまで仕様を規定（標準化）することと同義となり、システム改修が大きくなることが懸念される。
- ・様式帳票に関し、都道府県に対する統計等の報告様式は今回の検討範囲か？
- ・他システムとの連携について、密に連携が必要な住基ネットや法務省連携、印鑑登録システム等は、別ベンダからの調達を是非を含め機能を明確化すべき。
 - 例：住民記録の氏名変更において、印鑑登録が別ベンダの場合にタイムラグが発生。標準仕様として「自動」のみか、「自動且つ瞬時」まで明記すべきか。又は、連携はせず、氏名変更対象者一覧表等作成機能を設ける等の検討が必要。
- ・画面の操作性に関わる機能について、画面の操作性は標準仕様書に規定しないとしているが、住所等の入力補助機能は標準仕様書に明記して良いのではないかと懸念。

例：転出先住所の入力において、最初に都道府県を選択、その後、郡や市町村→住所のように

段階的に選択入力ができること。

- ・標準仕様のメンテナンスについて、標準仕様は法制度改正及び新たな機能の追加のために修正が必要。
 - 法制度改正は、ベンダが別々に解釈するのではなく、機能の追加・削除・変更を、システムに実装可能な標準仕様として提示すべき。ベンダがその解釈に費やす労力を減らし、解釈ミスを減らせる。
 - 法制度改正以外の新たな機能が登場した場合、それが一般的になるタイミングで標準仕様に取り込むべき。なお、新たな機能は、一般的になるまではベンダにとってセールスポイントになる。
- ・転出証明書は自治体ごとの相違は少ないが、住民票の写しは履歴印字や備考文仕様等に解釈の確認、カスタマイズが発生する。レイアウトに留まらず、印字標準なども策定すべき。

< 4. 標準仕様書の作成にあたって >

- ・目的3点は同意。目的2「ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする」については、データベース構造の標準化の場合、大改修が発生し、影響は極めて大きい。

< 6. 各論点の検討の進め方について >

- ・標準仕様書に事務局案などあった方がそれをベースに意見が出しやすい。
- ・議論の発散を防ぐため、判断の基準となる指針等を示すべき。

2. 「論点整理（各論部分）」〔資料3〕について

①（論点1）届出取消・取消処理等について

<全体への意見>

- ・（メリット）データの持ち方が単純になり他ベンダからのデータ移行が容易になる。除票のデータ保存期間長期化に対し、データの持ち方が単純になり良い。
- ・訂正の記録は別紙証明等であれば視認性が高まる。
- ・（デメリット）当社システムとデータの持ち方が大きく異なり、大改修が必要。
- ・住基データを参照する他業務システム改修が必要になる場合がある。
- ・遡ったデータ修正ができなくなり、住民票の写しの運用上の支障が危惧される。

➤ 例：出生時の氏名：鈴木 真子 婚姻で氏修正：小林 真子

この時点で出生時の名が「真子」ではなく「眞子」であったとわかっても、出生時の氏名は修正できず、住民票の写しには婚姻後に「真子」を「眞子」に修正したように印字される

- ・異動事由が変わると、他業務システムの改修が必要な場合がある。
- ・履歴に残す事は技術的に問題ないが、訂正の訂正や遡って除票の訂正する場合、正しいデータに混在して誤ったデータを印字することが困難、また、見づらい。

<文案に対する意見>

・「磁気ディスクによって住民票の原票を調製している場合、一旦、磁気ディスクに記録された記載事項に係る修正等の異動については、原票上は全て、異動事由とともに履歴として保存されること。」について、“職権修正”とは別に、“誤記による訂正”等の異動事由を定義するのか？

・「住民票の写しの交付等請求の際には、住民票の原票の記載事項の異動履歴については、異動事由に応じて自動的に出力の有無が仕分けられること。」について、上記を満たすには、出力対象と非出力対象の異動事由を分ける必要がある。

・「ただし、住民から特別の求めがあった場合等に備え、自動的に仕分けられた出力の有無と異なる出力もできるようにすること。」の文言は必要か？

➤ それまでの「・磁気ディスクによって～」 「・住民票の写しの交付等請求の際には、～」が充足されていれば、誤記に伴う修正の履歴は記録されており、あえてその履歴を住民票の写しに印字することを選択する仕様は不要である

・「ただし、住民から特別の求めがあった場合等に備え、自動的に仕分けられた出力の有無と異なる出力もできるようにすること。」は、住民票の写しとして出すべき内容の標準化を妨げる記載と考えられる。情報公開請求等による履歴情報の開示は、住民票の写しとは別に考えるべき。

②（論点2）エラー表示 について

<全体への意見>

- ・必要なチェック内容が一覧で明確化されとても良い。

③（論点3）改製関係 について

<全体への意見>

- ・基本的な考え方として、一時的にシステム改修に伴うコストは発生するが、住民票原票における改製は事実上不要とし、住民票の写しにおいては表示を区分する考え方はシンプルで良い。
- ・改製なしに異論はないが、現在の改製原住民票と新たな住民票の2種類の管理が必要。
- ・履歴や改製について、原票は原則改製なしで全ての履歴を残し、住民票の写しで証明する履歴等、別途仕分ける仕組みが文案となっており、この方向性であれば、現行システムの大改修や多大なカスタマイズの要因とならない。
- ・履歴が2頁にまたがる場合、最新の各証明項目が分かる必要があり、住民票の印字方法によっては大幅な変更が必要（システム構築上、氏名30回、住所30回変更しても改製しない様式で設計が必要となる）。
- ・住民票と住民票の写しを区別する考え方、改製をなくす考えは良い。ただし、住民票の写しの印字制御は異動事由に頼ることになり、異動事由の定義に異動ケースの網羅が必要となり、連携部分を含め定義漏れが危惧される。例えば、
 - ▶ 異動事由が職権修正のみの場合、住民票の写しの印字制御を正確に行えない。職権修正（氏名修正）、職権修正（本籍修正）や、印字制御ではないが、職権修正（行政区修正）、職権修正（住民票記載順修正）等、職権修正を細分化が必要
 - ▶ 住民票の写しへは印字したくないデータ修正に対応する異動事由として、性別変更等が必要
 - ▶ 改製に対応する異動事由に、任意改製、市町村合併、法改正等が必要
- ・「住民票原票の改製」と「住民票の写し等の証明書における履歴の記載」は、論理的に一致する必要のないとしているが、この検討も進めるべき。
 - ▶ 住民票原票のテーブルから住民票の写しを出力するため相互依存にあり、相互に標準を確認したうえで、改修規模の測定が可能である

<文案に対する意見>

- ・文案の主旨には同意。ただし、当社システムに実装するにはデータベース構造の改変に伴って大改修が必要。
 - ▶ 実現には、施行令等で改製を実施しなくてもよい旨を記載し、備考に履歴を残す標準様式とともに全国一律に導入すべき
- ・文案の住民票原票には版や履歴段数はなく履歴をフラットに保持。長期的にはメリットがあるが、当社システムでは改修の規模が懸念される。
 - ▶ 住民票の写し出力時に版や履歴段数を考慮し出力するシステムと、住民票原票のテーブル時点で住民票の写しの出力形式にモデリングして格納しているシステム（テーブル構造からそのまま出力できる）がある
 - ▶ 当社システムは、後者、住民票イメージをモデリングしたデータベース構造であり、版数や履歴段数をデータベース項目として物理的に管理

- ・ 文案「住民票原票は、欄の大きさの上限を設けないこと。」について、欄の大きさとは、住民票に記載する文字数の制限をなくすと理解して良いか。
- 住民票記載の文字数の制限をなくした場合、システム間データ連携などの項目定義や連携方式が複雑になる可能性がある
- 文字数は規定し、規定した文字数を超えた場合の対処方法を標準仕様に織り込むべき

④（論点4）除票関係 について

<全体への意見>

- ・ 除籍150年保存の法改正については、全国统一仕様とすべき。
- 標準仕様に対応しない自治体は移行が困難、かつ、移行後に費用発生する

⑤（論点5）DV関係 について

<全体への意見>

- ・ 「証明発行／異動を抑止」について、「証明発行／一覧表発行／異動／照会を抑止」の方が良い。
- 一覧表には閲覧用住民リストが含まれ、DV等支援措置対象者を除いた一覧表が作成できる機能等が必要
- 照会には個人照会や世帯照会が含まれ、DV等支援措置対象者を含む世帯の抑止制御等も必要
- ・ 「併せて支援を求める者」の扱いについて、明確にする必要がある。

3. 「様式項目案」〔資料4〕について

- ・各項目の編集内容は、標準仕様書に明記されると認識。カスタマイズが発生しないよう用紙サイズや最大文字数、文字サイズ、印字位置など詳細に記載すべき。
 - 例：漢字氏名は最大 80 文字、10 文字以下の場合は 12 ポイント、40 文字以下の場合は 10 ポイントで印字、外国人のアルファベット氏名は半角文字で印字
 - 認証者名の最後の 1 文字と認証印は重ねて印字しないこと
 - 認証者名の上下の印字位置は、認証印の上下中央と一致すること
- ・「文書番号」は、自治体ごとに付番ルールが異なり、印字項目として標準化することが妥当であるか検討すべき。
- ・法令上に根拠がある項目は帳票に記載されるべきだが、それ以外は必要性を合理的に吟味の上、記載要否を決定すべき。
- ・住民票の写しと転出証明書で異なる項目名は避けるべき。
 - 男女の別：性別、出生の年月日：生年月日、転居年月日：住所を定めた日
- ・法令上と異なる用語はできるだけ法令に合わせるべき。
 - 対象：“出生の年月日”、“住所を定めた年月日”、“届出の年月日”
- ・項目の要否を議論する際は、過去の事務連絡等で備考表記指定となっていないかも確認が必要。過去の事務連絡を上書きする事務連絡が必要ではないか。
 - 例：事実上の世帯主、上陸許可期限、仮滞在許可期限、経過滞在経過日
- ・「住民票の写し」には外国人固有項目が定義されていないが、理由はあるか。「転出証明書」には、外国人固有項目が定義されている。
- ・転出証明書には、番号カード保有の有無を必須とすべき。

4. 「標準案に含めるべきエラーチェック一覧」〔参考資料3〕について

- ・パッケージに大きく影響を与える要件はない。
- ・「標準仕様書案への反映」欄の「○」は妥当。
- ・エラーチェックの項番 11 の住所の入力やアラートの項番 22 の自治会の入力など、世帯情報に関するエラー・アラートは、もう少し標準仕様書に反映しても良い。例として、
 - 番地（住居表示を含む）は、住所に応じて入力形式が一意になるとともに、現存することがチェックできると良い
 - 同一建物の方書は、部屋番号も含めて同一の表記になることがチェックできると良い
 - 自治会は、未加入者などの考慮を含め、住所や行政区などとの関連チェックができるとう良い※アラート機能ではなく、入力補助機能の充実でよい。
- ・業務的なエラーチェックのみを標準とすべき。
 - 各システムの画面構成に起因する操作のアラートを含める必要はない（例えば「項番 9：いずれの項目も変更がされていない場合」など）
 - エラーチェックの標準化では、記載のエラーチェックの文言通りに仕様準拠とされ、代替案がベンダの都合や未対応と判断される懸念がある。代替案を例示したうえで「ただし、～こととしてもよい」といった文言が必要
- ・必須と思われるのに「○」がない、「○」だが過剰と思われるものを確認中。
 - 原則的にエラー/アラート表示は「誤ったデータを作らないため」にあるべき。
 - デジタル社会では様々なチャネルからデータを取り入れることになり、どの画面でどうチェックするかよりは論理的なチェック仕様に絞るべき